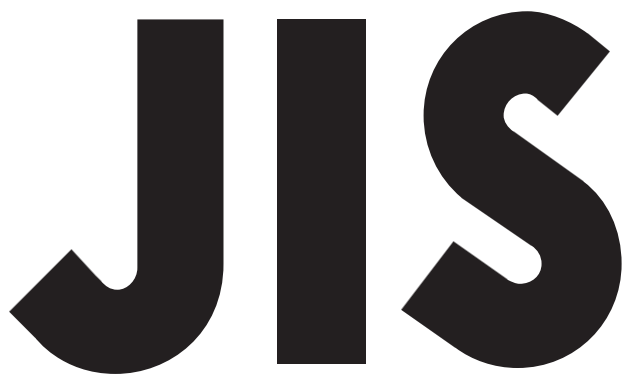




変圧器，リアクトル，電源装置及び
これらの組合せの安全性－第 2-14 部：
一般用の可変変圧器及び可変変圧器を組み込んだ
電源装置の個別要求事項及び試験

JIS C 61558-2-14：2024

令和 6 年 2 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	松 木 隆 典	電気事業連合会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.2.20

官 報 掲 載 日：令和 6.2.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
4 一般要求事項	5
5 試験に関する一般的注意	5
6 定格	5
7 分類	6
8 表示及びその他の情報	6
9 感電に対する保護	8
10 入力電圧設定の変更	8
11 負荷時の出力電圧及び出力電流	8
12 無負荷出力電圧	9
13 短絡電圧	10
13A 2次短絡電流特性	10
14 温度上昇	10
15 短絡及び過負荷に対する保護	11
16 機械的強度	11
17 じんあい（塵埃）、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護	12
18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流	12
19 構造	12
20 部品	12
21 内部配線	12
22 電源接続及びその他の外部可とうケーブル又はコード	13
23 外部導体用端子	13
24 保護接地	13
25 ねじ及び接続部	13
26 沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離	13
27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	13
28 耐腐食性	13
附属書	14
参考文献	14
附属書 JAA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せ の安全性—第 2-14 部：一般用の可変変圧器及び 可変変圧器を組み込んだ電源装置の 個別要求事項及び試験

Safety of transformers, reactors, power supply units
and combinations thereof—Part 2-14: Particular requirements and tests
for variable transformers and power supply units
incorporating variable transformers for general applications

序文

この規格は、2022 年に第 2 版として発行された IEC 61558-2-14 を基に、我が国の配電事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格であり、JIS C 61558-1:2024 の関連する各箇条の規定と併せて適用する規格である。

なお、この規格で独自に追加した細分箇条及び表の番号を、100 番台で示す。また、この規格で、箇条番号及び細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条及び細分箇条、並びに点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JAA に示す。

この規格の箇条などの番号は、JIS C 61558-1:2024 と対応している。JIS C 61558-1:2024 に対する変更は、次の表現を用いた。

- “置換”は、JIS C 61558-1:2024 の該当する箇所の要求事項を、この規格の規定に置き換えることを意味する。
- “追加”は、JIS C 61558-1:2024 の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を追加することを意味する。

1 適用範囲

置換（箇条 1 の全てを、次に置き換え適用する。）

この規格は、一般用の可変変圧器及び一般用の可変変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象とする。

注記 1 安全性には、電氣的側面、熱的側面及び機械的側面が含まれている。

特に規定しない限り、この規格で用いる用語“変圧器”は、一般用の可変変圧器及び一般用の可変変圧